

【解説編】

障がいを理由とする差別とは？

障害者差別解消法では、「障がいを理由とする差別」を、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の2つに分けて考えています。

1 不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、権利利益を侵害すること。

不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害することとは、障がいを理由とする差別にあたります。

(1)基本的な考え方

- 「商品やサービス等の提供を拒否する」とは、商品やサービス、各種機会の提供を拒否することです。
「商品やサービス等の提供を制限する」とは、提供に当たって場所や時間帯などを制限することです。
「商品やサービス等の提供に条件を付ける」とは、障がいのない人には付けない条件を付けることです。
- 「障がいを理由として」には、直接障がいを理由とする場合だけではなく、障がいに関連する事由(車いす、身体障がい者補助犬その他支援器具等の利用、介助者の付添い等の社会的不利を補う手段の利用等)を理由とする場合も含まれます。
- なお、障がいのある人の事実上の平等を促進し、または達成するために必要となる特別な対応は、不当な差別的取扱いではありません。
- したがって、障がいのある人を、障がいのない人と比べて優遇すること(障がい者雇用率制度などの積極的改善措置)、障がいのある人に対して、合理的配慮の提供により障がいのない人と異なる取扱いをすること、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がいの状況等を確認することは、「不当な差別的取扱い」には当たりません。
- また、「合理的配慮の不提供」によって「不当な差別的取扱い」となる可能性があり、両者が一体不可分となっている事案もあります。このため大阪府においては、合理的配慮が提供されなかったことが要因となって、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりしているものと考えられる場合は、「不当な差別的取扱い」として取り扱っています。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由が存在する場合、つまりサービスの提供の拒否等が客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合は、不当な差別的取扱いに該当しません。

正当な理由の判断に当たって

正当な理由について、行政機関等や事業者はどう判断すればいいのでしょうか？



正当な理由に該当するかどうかは、次の観点を基に判断して下さい。

- 正当な理由は、行政機関等や事業者の主観的な判断に委ねられるのではなく、行政機関等や事業者の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても、当該取扱いがやむを得ないと納得を得られるような客観的なものでなければなりません。
- 正当な理由について、具体的な検討をせずに拡大解釈することは、法の趣旨を損なうことになり、認められません。このため、個別の事案ごとに、障がいのある人、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)や、行政機関等や事業者の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の点から、総合的・客観的に判断する必要があります。
- 正当な理由があると判断した場合には、行政機関等や事業者は、障がいのある人にその正当な理由を具体的に説明すること、理解を得るように努めることが求められます。その際、行政機関等や事業者と障がい者の双方が、お互いの立場を尊重しながら相互理解を図ることが重要です。

2 合理的配慮

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(必要な変更および調整)を行うこと。

合理的配慮の不提供により、障がいのある人の権利利益を侵害することは、障がいを理由とする差別にあたります。

(1)基本的な考え方

- 「合理的配慮」とは、障がいのある人が障がいのない人と同じように活動することができるようにするため、個々の場面で、物理的環境や時間および場所等を調整したり、人的支援などを行ったりすることで、同等の機会を提供するためのものです。
- 「合理的配慮」は、障がいの特性や配慮が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様で個別性の高いものです。
障がいのある人が置かれている状況を踏まえて、代替手段の選択も含め、当事者間の対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要があります。
さらに「合理的配慮」は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものです。
- 「合理的配慮」の内容としては、「物理的環境への配慮(車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡すなど)」、「意思疎通の配慮(筆談や読み上げ、手話などによるコミュニケーション、わかりやすい表現を使って説明をするなど)」、「柔軟なルール・慣行の変更の配慮(休憩時間の延長など)」などが挙げられます。
- 「合理的配慮」の提供に当たっては、障がいのある人の性別、年齢、状態等に配慮する必要があります。
- 「合理的配慮」は、行政機関等や事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がいのない人との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要があります。
- 「合理的配慮」は、障がいのある人から何らかの配慮を求める「意思の表明」があったときに、対応することが求められます。「意思の表明」は、手話を含む言語だけでなく、点字、音声、拡大文字、筆談、実物の提示や身振り、触覚などのコミュニケーション手段(通訳によるものを含みます。)によって行われます。

また、「意思の表明」には、知的障がいや精神障がい(発達障がいを含みます。)等により、本人の意思の表明が困難な場合に、家族、介助者、支援者等コミュニケーションを支援する人が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

- 障がいのある人(その家族、介助者、支援者等を含みます。)から、合理的配慮を求める意思の表明がなかった場合は、「合理的配慮の不提供」にはあたりませんが、配慮を必要としていることが明らかな場合には、お互いに話し合い、適切な配慮を提案するなど、自主的な配慮に努めることが望まれます。

【参考】

日常用語としての「配慮」という言葉には「思いやり」のようなニュアンスが含まれているだけに、この点はとくに注意しておくべきだろう。要するに、法制化された合理的配慮とは、個人の気持ち次第の「思いやり」ではなく、共生社会にとって不可欠の前提たる機会平等、障害者の意向、両当事者の対話を重視するものであり、また集団(一般)向けのものではなく個人向けのものなのである。

(引用)

川島聡 飯野由里子 西倉実李 星加良司, 2016, 「合理的配慮 — 対話を開く 対話が拓く」
有斐閣 (P.6)

(2) 過重な負担の基本的な考え方

合理的配慮の提供を求められた側に、「過重な負担」が生じる場合は、合理的配慮の不提供には当たりません。

過重な負担の判断に当たって

過重な負担に当たるかは、どのように判断すればいいのでしょうか？



過重な負担に該当するかどうかは、次の観点を基に判断して下さい。

- 過重な負担については、経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要があります。
また、事業者の規模や配慮に当たって求められる専門性や技術水準、事業の本質的内容を変更するようなものでないかどうかとも考慮する必要があります。

- 過重な負担について、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈することは、法の趣旨を損なうことになり、認められません。このため、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。

- 過重な負担は、事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況等の点から、総合的・客観的に判断する必要があります。

3 不適切な行為、不快・不満

基本的な考え方

- 大阪府では、法上の差別の種類には該当しないが、障がいのある人に対する不適切な発言や態度のあった事例について、「不適切な行為」として整理しています。
- また、差別があったということについて確認や判断はできないが、障がいのある人が差別だと感じるような事例について、「不快・不満」として整理しています。
- 差別につながる事業者側の「不適切な行為」は、法の趣旨を損なう行為であり、紛争の防止の観点から、適切に是正するなどの対応をすることが重要です。

4 行政機関等と事業者に求められる対応

(1)環境の整備

障害者差別解消法では、不特定多数の障がいのある人を主な対象として行われる事前的改善措置(いわゆる「バリアフリー法」に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化など)については、個別具体的な場面で行われる合理的配慮とは別の概念である「環境の整備」として、行政機関等や事業者に対する一般的な責務に位置付けています。

この環境の整備には、バリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するための人的支援、情報アクセシビリティの向上等のハード面のみならず、研修等のソフト面の対応も含まれます。

合理的配慮を必要とする障がいのある人が多数見込まれる場合、関係性が長期にわたる場合等には、中長期的な面から環境の整備を考慮することが重要です。また、新しい技術開発が負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた環境の整備が期待されます。

環境の整備は、都道府県・市町村等の行政機関等と事業者のどちらに対しても努力義務とされていますが、障がいを理由とする差別の解消のための取組みは、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、環境の整備の施策を着実に進めることが必要です。

(2)行政機関等と事業者において守らなければならないこと

現在、障害者差別解消法と大阪府障がい者差別解消条例において、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」は、国・都道府県・市町村等の行政機関等と事業者のどちらに対しても禁止されています。

	法律及び条例
	行政機関等／事業者
不当な差別的取扱い	禁止 (してはいけません)
合理的配慮の提供	法的義務 (しなければなりません)
環境の整備	努力義務 (行うよう努めなければなりません)

※行政機関等には、都道府県や市町村だけでなく、国の機関や地方独立行政法人、公立学校も含まれます。ただし、公立病院など公営企業型の地方独立行政法人等は、事業者に含まれます。

合理的配慮と環境の整備の関係について

障害者差別解消法では、合理的配慮の提供と環境の整備についての規定がおかれています。

合理的配慮は、障がいのある人からの求めに応じて、現場において過重な負担のない範囲で対応するものです。したがって、事業者は、障がいのある人からのあらゆる要望に全て応えなければならないわけではありません。まずは、障がいのある人からの要望を確認した上で、どのようなことであれば対応することができるのかを双方で話し合ってください。また、事業者はその要望が過重な負担であると判断した際は、その旨を障がいのある人に説明することが大切です。

一方で、環境の整備は、不特定多数の障がいのある人を主な対象として行われるもので、建物や設備のバリアフリー化のようなハード面に係るものや、職員向け研修やマニュアル整備などのようなソフト面に係るものであり、行政機関等、事業者ともに努力義務とされています。

環境の整備が行われている方が、合理的配慮を提供しやすくなります(例えば、車いすを利用している人が、階段をのぼるためには、スロープが設置されていなければ、誰かに持ち上げてもらうなどの対応が必要ですが、階段にスロープが設置されていれば、自力でのぼれたり、誰かに後ろから押してもらうだけでのぼることができるようになります)。

合理的配慮の提供と環境の整備を両輪として進めることが重要ですので、積極的な環境の整備をお願いします。

障害者差別解消法(抜粋)

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(3)対応要領

- 行政機関等は、障がいを理由とする差別の解消に率先して取り組む主体とされています。そのため、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、当該機関の職員による取組みを確実なものとするために、職員が遵守すべき服務規律の一環として、対応要領を定める必要があります。
- 対応要領は、基本方針に即して、障がいを理由とする差別に関する基本的な考え方や具体例、相談体制の整備、職員への研修・啓発等について記載しています。
- 大阪府では、障害者差別解消法の施行とともに、大阪府知事部局、大阪府教育委員会、大阪府警と、任命権者ごとに対応要領を策定しています。
- 大阪府知事部局の対応要領では、大阪府職員に向けて障がいを理由とする差別の禁止を義務付けるとともに、各部局に設置する相談窓口を規定しています。

(4)対応指針

- 事業者における差別解消に向けた取組みは、事業を所管する主務大臣が、基本方針に即して、所管事業分野における対応指針を定め、これを参考として、各事業者が自主的に取り組むこととされています。
- 対応指針は、障がいを理由とする差別に関する基本的な考え方や具体例、相談体制の整備、事業者における研修・啓発、国の行政機関(主務大臣)における相談窓口等について記載しています。
- 事業者での実効性を確保する仕組みについては、各事業法に基づき監督権限を有する機関が、法違反を繰り返し、自主的な改善が困難な事業者に対し、必要に応じて、権限を行使する仕組みとなっています。

障害者差別解消法(抜粋)

(地方公共団体等職員対応要領)

第 10 条 地方公共団体等の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第 7 条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第 4 条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

(事業者のための対応指針)

第 11 条 主務大臣は、基本方針に即して、第 8 条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 12 条 主務大臣は、第 8 条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

事業者における相談体制の整備

各省庁の対応指針においては、「事業者における相談体制の整備」についても触れています。ここでは、厚生労働省作成の福祉事業者向け対応指針における記載内容(一部抜粋)を紹介します。

- ・ 障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要です。そのためには、法で定められた国や地方公共団体における相談及び紛争の防止等のための体制整備のみならず、障害者にサービス提供を行う事業者において、直接、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に応じるための体制の整備、事業主や管理職を含む全ての職員の研修・啓発を行うことが重要です。
- ・ なお、事業所において相談窓口等を設置(事業所における既存の苦情解決体制や相談窓口を活用することも考えられます)する際には、ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報の周知を図り、利用しやすいものとするよう努めるとともに、対面のほか、電話(電話リレーサービスの対応を含む)、ファックス、電子メールなどの多様な手段を用意しておくことが重要です。
- ・ また、相談等に対応する際には、障害者の性別・年齢・状態等に配慮することが重要です。例えば、女性の相談員を配置することも考えられます。実際の相談事例については、相談者のプライバシーに配慮しつつ順次蓄積・公表し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望まれます。
- ・ あわせて、地方自治体の相談窓口や障害者差別解消支援地域協議会、障害当事者団体、医療、教育、労働関係機関などとも連携して、差別解消に向けた取組を着実に進めていくことが望まれます。

【参考】

関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>



※令和6年4月の改正障害者差別解消法及び改定基本方針の施行に合わせ、多くの対応指針も内容が改められています。

<構成・内容に特色のある対応指針>

● 厚生労働省

- ・「福祉事業者」「医療関係事業者」「衛生事業者」「社会保険労務士の業務を行う事業者」向けの4つの対応指針を作成
- ・障がい種別ごとの主な特性・対応、障がい特性に応じた対応の具体例を記載
- ・参考ページに、「身体障害者補助犬法」などの関係法令・施策を紹介
- ・「衛生事業者」向けの対応指針において、別冊で旅館業の施設における障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例を記載

● 国土交通省

- ・不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例について、所管する11の事業分野（「不動産業」「設計等業」「鉄道事業」「一般乗合旅客自動車運送業」「一般乗用旅客自動車運送業」「対外旅客定期航路事業」「国内旅客船業」「航空運送業」「航空旅客ターミナル施設事業」「旅行業」「予報業務」）ごとに記載
- ・合理的配慮の具体例について、過重な負担の程度との関係から、「提供事例」「提供義務違反に該当すると考えられる事例」「提供義務違反に該当しないと考えられる事例」の3つに分類して記載

● 文部科学省

- ・別紙に、「教育分野」に加え、「スポーツ・文化芸術分野」における留意点を記載

● 金融庁

- ・別紙に、銀行、信託、証券、保険、貸金業等の金融機関等における合理的配慮の具体例について記載

● 経済産業省

- ・別紙に、経済産業省が所管する業種（小売店、生活関連サービス、娯楽業等）における合理的配慮の具体例について記載

(5)身体障がい者補助犬への対応

- 障害者差別解消法上、身体障がい者補助犬の同伴を拒否することは不当な差別的取扱いにあたる可能性があり、身体障害者補助犬法においても原則として禁止されています。
- 身体障がい者補助犬は、目や耳や手足に障がいのある人の生活をお手伝いする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことで、身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。
- 身体障がい者補助犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできる様々な場所で受け入れるよう義務づけられています。
- 身体障がい者補助犬の同伴を受け入れる義務があるのは以下の場所です。
 - ・ 国や地方公共団体などが管理する公共施設や公共交通機関(電車、バス、タクシー等)
 - ・ 不特定かつ多数の人が利用する民間施設(商業施設、飲食店、病院、ホテル等)
 - ・ 事務所、職場(国や地方公共団体などの事務所又は従業員 50 人以上の民間企業)

- 身体障害者補助犬法については、以下の厚生労働省ホームページを参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hojoken/index.html



(6)雇用分野の取扱い

行政機関等や事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う取扱いについては、障害者差別解消法ではなく、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められているため、このガイドラインでは対象としていません。

- 雇用の分野における、禁止される差別や合理的配慮の主な具体例については、国から差別禁止・合理的配慮指針が出されています。

厚生労働省ホームページ「雇用の分野における障害者への差別禁止・合理的配慮の提供義務」を参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaihakoyou/shougaihash25/index.html



- 事業主等は、障がいのある人を雇用するにあたって、職場介助者、手話通訳者、要約筆記担当者、職場支援員等の配置等に助成金が利用できる場合があります。

詳しくは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)ホームページ「障害者の雇用支援,助成金」からご確認、お問合せください。

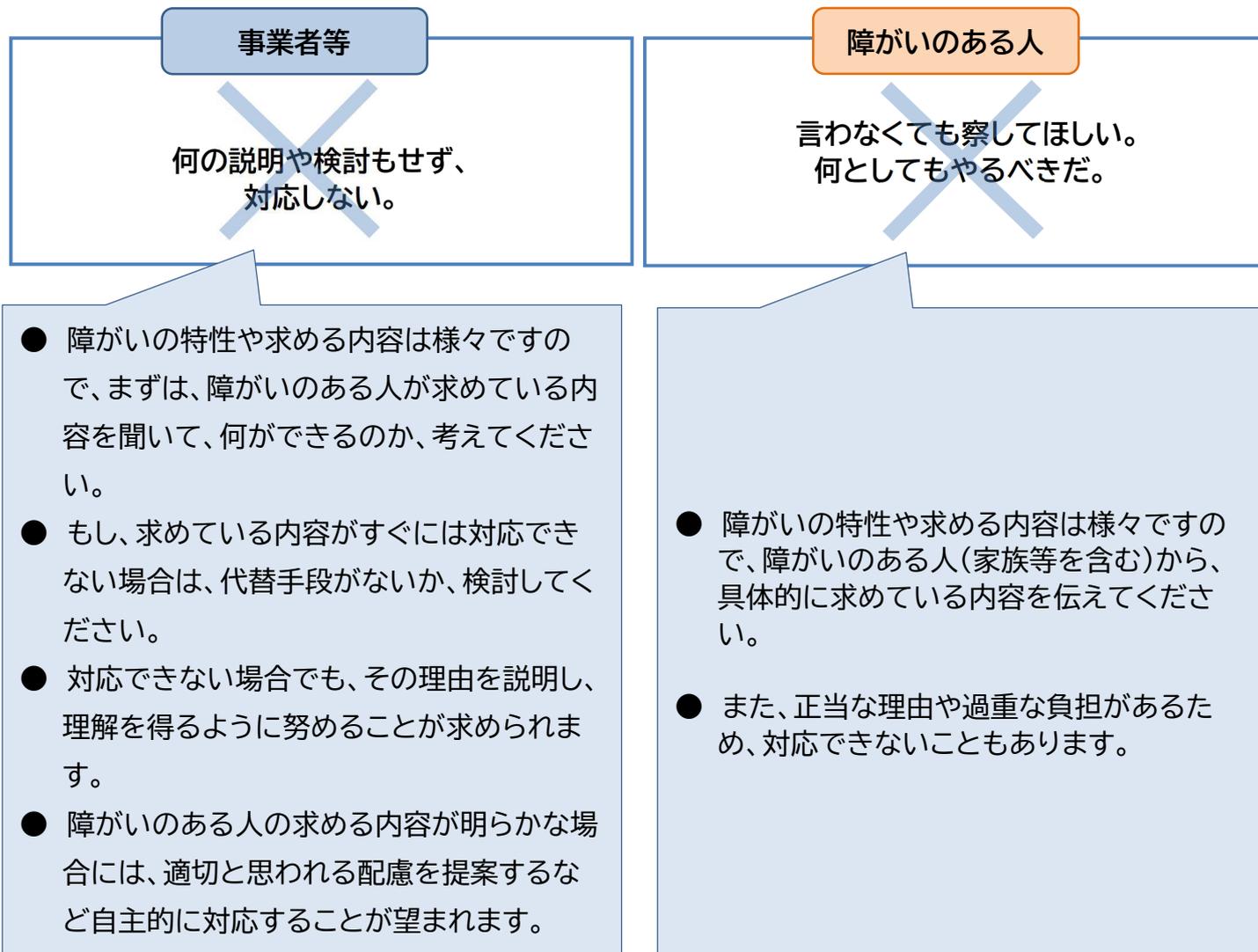
<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>



5 対応のポイント

障がい理由とする差別をなくすためには、次のことが対応のポイントになります。

【望ましくない対応例】



【望ましい対応例】

話し合い、何ができるのか、お互いに考えましょう。

- 建設的な対話を行うためには、それぞれが持っている情報(障がいの状態や提供できるサービス内容等)や意見を相手方に示すことが重要です。その上で、相手方の意見を否定するのではなく、理解し合えるように話し合い、何ができるのか、お互いに考えていくことが求められます。
- 申出があった際の建設的な対話のためには、初期対応が大切です。コミュニケーションの不足や、傾聴しない姿勢が、障がい理由とする差別につながることも考えられます。差別解消を可能な限り迅速で円滑に図る観点から、障がいのある人に寄り添う姿勢を持つなど、特に初期対応を丁寧に行うことが求められます。

障がい者、事業者、府民とは？

1 障がい者

「障がい者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいのある人で、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人のことです。

- 障がい者手帳(身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳)を持っていない人も含まれます。また、年齢による制限はありませんので、18歳未満の障がい児も対象です。
- なお、社会的障壁とは、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となるもののことです。社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備等)だけでなく、慣行(障がいのある人を意識していない慣習、文化等)や観念(障がいのある人への偏見等)も含まれます。

「社会モデル」の考え方

障害者差別解消法における「障がい者」は、「社会モデル」の考え方をふまえています。「社会モデル」とは、障がいのある人が日常生活または社会生活で受ける制限は、本人が有する心身の機能の障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずる、という考え方です。

例えば、車いす利用者が建物を利用しづらい場合、足に障がいがあることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因(社会的障壁)があるという考え方で、障壁の解消に向けた取組みの責任を、障がいのある人個人ではなく、社会側に見出すものです。

社会的障壁とは、日常生活や社会生活における障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している一切のものとなりますので、ここには住民の意識上の障壁等も含まれます。

そのため、府民一人ひとりが「社会」のあり方を変えようと努力し続けること、そして、障がいについて、すべての人が自らのこと、社会のこととしてとらえることが重要です。

2 事業者

事業者とは、商業その他の事業を行う者で、個人か法人・団体か、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者のことです。

- 事業者には、スーパーやデパート、飲食店などのお店を営む事業者や、福祉サービスを営む事業者、公共交通を営む事業者、不動産取引業を営む事業者、私立の学校を営む事業者、病院を営む事業者などが含まれます。

- また、家主を含む個人事業者、社会福祉法人や特定非営利活動法人といった非営利事業者や、ボランティア活動をするグループ、自治会、町内会、マンション管理組合なども含まれます。

障害者差別解消法(抜粋)

第2条

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

3 府民

このガイドラインで、府民とは、府内に住み、働き、学ぶすべての人、府内に事務所や事業所がある法人や団体のことです。

- 府民には、障がいのある人も、障がいのない人も、事業者も含まれます。

個人の差別的行為

障害者差別解消法が定める、差別の禁止を含む差別の解消のための措置は、行政機関等や事業者を対象にしており、事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論は、法による規制にはなじまないと考えられることから、対象とされていません。

しかし、障害者基本法第4条では、すべての人に対して差別行為が禁止されています。さらに、障害者差別解消法第4条でも、すべての人に障がいを理由とする差別をなくしていくために力を尽くすことを求めており、個人の差別的行為は、障害者差別解消法の趣旨に反しているといえます。

何よりも、障がいや障がいのある人に対する理解を一人ひとりが深めていくことが、障がいを理由とする差別をなくすことにつながります。障がいのある人が、差別なく、社会に参加するためには、周囲の理解や協力が必要です。また、事業者も個人から構成され、個人の考えが事業方針や対応に反映されるといえます。そのため、すべての府民の理解が深まることが重要です。

障害者差別解消法(抜粋)

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

障害者基本法(抜粋)

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

障がいを理由とする差別に関する相談と解決の仕組みとは？

1 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

- 障がいを理由とする差別の解消を推進するために、障がいのある人やその家族、その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要です。また、障がいのある人の性別、年齢、状態等に配慮することが大切です。
- 障害者差別解消法では、国および地方公共団体においては、相談窓口を明確にするとともに、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化や専門性の向上などを図ることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進するための体制を整備することとしています。
- また、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組みを求めています。
- 具体的には、行政機関等においては、その職員が適切に対応できるようにするための「地方公共団体等職員対応要領」をそれぞれ自ら定め、それに基づく取組みを行うこととしています。仮に行政機関等の職員において法に違反する行為があった場合には、例えば行政機関等の内部における服務規律確保のための仕組みや、行政相談等の仕組みにより、是正が図られることとなります。
- 一方、事業者においては、各事業分野を所管する主務大臣が「対応指針」を作成し、事業者の自主的な取組みを促すこととしています。なお、特に必要があると認める場合は、主務大臣等が事業者に対し、報告を求めたり、助言、指導、勧告を行うことができるとされています。

障害者差別解消法(抜粋)

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

2 大阪府障がい者差別解消条例における相談体制の整備

(1)障がいを理由とする差別に関する相談窓口

- 大阪府内の市町村すべてが、障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設けています。まずは、身近な窓口である市町村の相談窓口にご相談ください。
- 障がいのある人(その家族や支援者も含みます。)や事業者からの相談に対応します。
- 大阪府にも相談窓口として広域支援相談員を配置しています。

※府内市町村や大阪府の相談窓口は、大阪府ホームページ「市町村の相談窓口と府の広域支援相談員の連絡先」を参照してください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_soudan.html



(2)広域支援相談員

- 広域支援相談員は、大阪府障がい者差別解消条例に規定された相談員です。
- 広域支援相談員は、専門的・広域的な対応が求められる事案について、中立かつ公正に、以下の職務を行います。
 - ・府内市町村に設置された相談窓口に対し、相談事案の解決を支援するため、必要な助言、調査及び相談事案に関する関係者間の調整を行います。
 - ・障がいのある人等や事業者からの直接の相談に応じ、市町村等の関係機関と連携して、必要な助言、調査および相談事案に関する関係者間の調整を行います。
 - ・相談事案に係る情報の収集及び分析を行い、府内市町村の相談機能を支援します。
- 障がいを理由とする差別に関する相談の一般的な流れを次のページに示しています。

障がい者差別に関する相談の一般的な流れ



相談窓口の対応例

相談の例

相談の受付

(家族)昨日息子とスーパーで買い物をしていたとき、店長から、「もう来ないでほしい。」と言われた。どうしたらいいのか困っている。

本人・家族から意向や状況の確認

(本人)今まで買い物をできていたのに、「もう来ないでほしい。」と言われた。この店が近くなので、これからも買い物に行きたい。ゆっくり商品を選びたい。



事業者(お店)から状況の確認

(スーパーの店長)本人は、店内で長時間滞在し、大声を出すなどの行為が数か月にわたってみられた。これまで様子を見てきたが、他のお客様から「どうにかしてほしい。」と言われたため、「もう来ないでほしい。」と伝えた。
(相談員)障害者差別解消法という法律は知っていますか？知らなければ、ぜひ説明させてください。

本人(家族など)、事業者、相談員の話し合い
【建設的対話】

本人(家族や支援者も含む)、事業者(スーパー)、相談窓口の担当者で、どう工夫や調整をすれば本人が安心して買い物ができるかを前向きに話し合う。

対応の実施

事業者(スーパー)が話し合いで決まったことを実施する。
・大声を出してしまう場合は、クールダウンできる場所を案内する。
・店舗スタッフに障害者差別解消法や障がいについて正しく理解するための研修を行う。

相談の終結

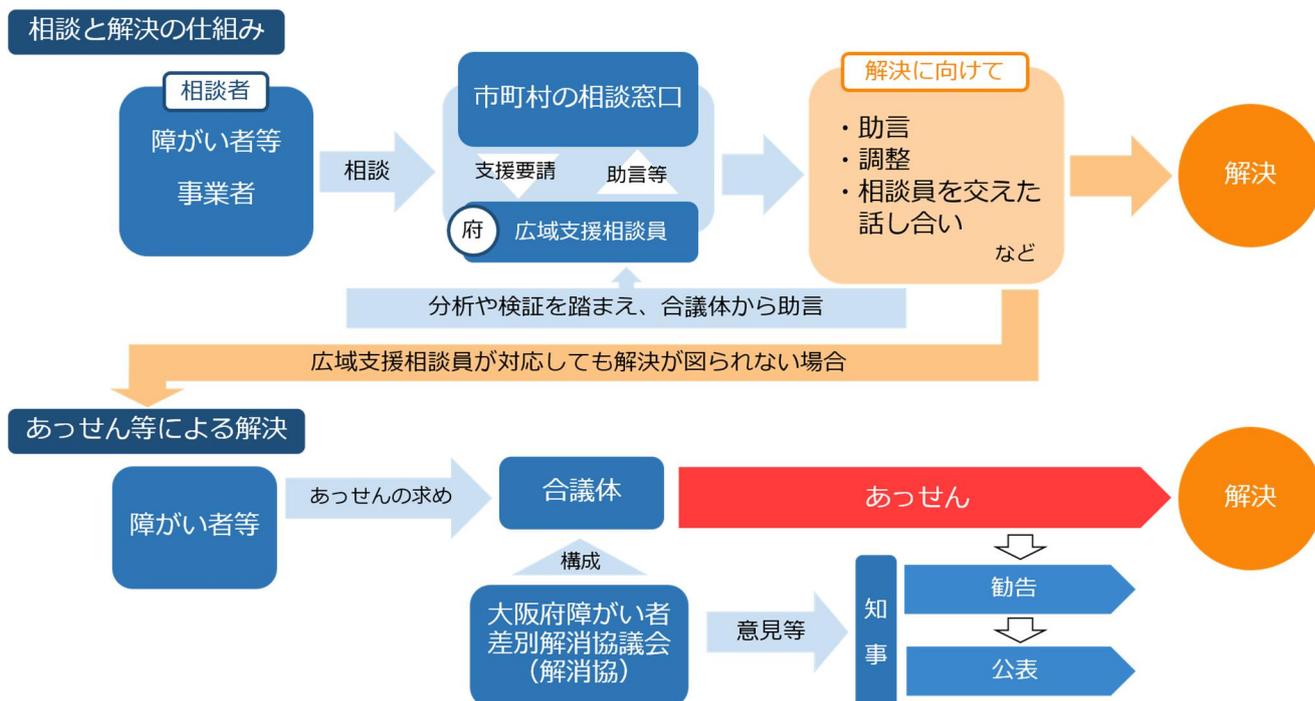
(家族)これからも息子と安心して買い物ができます。勇気を出して相談してよかったです。
(本人)これからも家の近くのスーパーで買い物ができるのでよかったです。



(3)大阪府障がい者差別解消協議会

- 大阪府障がい者差別解消協議会(以下、「解消協」という。)は、広域支援相談員への助言や、広域支援相談員では解決が困難な事案に対応するため、解消協の下に合議体を組織することとしています。
- 合議体は、幅広い相談事案に的確に対応できるよう広域支援相談員へ助言を行います。
- 事業者による不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に係る紛争事案で、広域支援相談員が対応してもなお解決が困難な場合は、合議体によるあっせんを行うことができます。
- 合議体があっせんを行っても、事業者が正当な理由なく、あっせんに従わない等の場合、解消協は知事に勧告を求めることができ、知事は、必要があると認めるとき、事業者に対し必要な措置を講ずべきことを勧告することができます。
- さらに、勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合、知事はその事実を公表することができます。
- 条例では、障がいのある人が訴訟を通じて権利を実現する手法ではなく、行政、特に障がいのある人に身近な地方公共団体が簡易な手続きで、柔軟で迅速な対応で差別事案を解決することをめざしています。
- また、差別のない社会を実現するためには、社会全体の理解を深めることが非常に重要であると考えられますので、法の趣旨の普及や障がい理解を促進する啓発活動にも重点的に取り組みます。

大阪府障がい者差別解消条例に基づく相談と解決の流れ



障がい者差別解消支援地域協議会

- 障害者差別解消法において、地方公共団体等は、障がいを理由とする差別の解消に資する体制の充実を図ることとしています。障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するには、障がいのある人にとって身近な地域において主体的な取組みがなされることが重要です。
- そのため法では、地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、差別を解消するための取組みを効果的にかつ円滑に行うネットワークとして、障がい者差別解消支援地域協議会(以下、「地域協議会」といいます。)を設置できることとしています。
- 現在、より多くの地方公共団体において、地域協議会が設置され、有効に活用されることが期待されています。
- なお、大阪府が設置する大阪府障がい者差別解消協議会は、条例に基づく相談、紛争の防止・解決の体制整備に加え、地域協議会の役割も果たしています。

※大阪府内市町村の地域協議会の設置状況は、下記ホームページを参照ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/syougai-plan/sichouson_torikumi.html



(4)合議体による助言

- 合議体は、広域支援相談員が行う職務に対して、様々な助言を行っています。ここでは、自治体等の相談窓口や、事業者が相談へ対応する際に考え方などの参考としていただくことを目的に、合議体における助言内容の抜粋を記載します。
- なお、記載している合議体における助言内容は、様々な立場の委員が広域支援相談員へ行った助言の抜粋ですので、実際の対応にあたっては、個別具体的な検討が必要です。

【広域支援相談員の職務全般に関する助言】

- ・広域支援相談員は、障害者差別解消法上の差別にあたるかを判断するのではなく、建設的な対話を促すなど、解決に向けて助言や調整を行っていくことが役割。
- ・広域支援相談員は、事業者から過重な負担のため対応できないと言われた際、違法かどうかの判断をする役割ではないので、当事者がそのサービスを実質的に享受できる状況を、代替手段の提案をするなどを通じ、解決の糸口を一緒に考えていく姿勢が求められている。
- ・あっせんにまで至る様な事例になると、あっせんの局面で場合によって差別の有無を判断せざるを得ない場面が生じてくることも考えられる。

【広域支援相談員が対応した個別事例に関する助言】

(事例1)知的障がいのある人の大型量販店の利用

相談概要

知的障がいのある人の家族からの相談。

大型量販店で、知的障がいのある人が、長時間同じ場所に立ち、声を出したり、手を叩いたりしていたために、店舗の責任者が警察へ通報をした。引き続き入店をしたいが、店舗の責任者から本人の入店を拒否するような発言があった。

広域支援相談員が、店舗の責任者に状況を確認。店舗の責任者より、「長時間の入店や、他のお客様に迷惑をかける行為がなければ、入店拒否はしない。今後は、その都度、保護者や市と相談して対応していく。」との説明を受ける。

広域支援相談員の合議体委員への主な確認事項

今回、大型量販店が行った警察への通報は、適切な対応であったと言えるのか。

合議体委員の助言内容抜粋

- ・障害者差別解消法の趣旨に反する行為であり、法に抵触するとまでは言えないが、望ましい対応ではない。店側にとって警察への通報という行為は、万引き等の対応により往々にしてあるものと考えられることから敷居が低い対応だったかもしれないが、本人や家族にとってはショッキングなことであり、また店側にも本人に関わることへの抵抗感があったのではないか。そういった点で、店側の行為は、適切な対応ではないと考える。
- ・相談員が出向いて店側に事実確認等のアプローチをしたことにより、店側へ障がい者に適切な対応をするべきであるというメッセージが伝わったのではないか。
- ・店側が知的障がいのある人に対し警察を呼ぶ対応は、この件に限らず他にもあると思われる。店側も対応に苦慮しており、相談窓口に関する情報を得る、障がい特性を理解するなど、学ぶ機会が必要と考える。

(事例2)視覚障がいのある人のショッピングモール内の誘導

相談概要

視覚障がいのある人からの相談。

ショッピングモールの利用時、管理事務所に電話連絡し、1階の入り口からショッピングモール内の目的店舗までの誘導を依頼したが拒否された。

広域支援相談員が、ショッピングモールの管理会社、目的店舗、警備会社に状況を確認。ショッピングモールの管理会社は、「本人の申出がショッピングモール内全体の案内にも広がると思ったことと、介助中に怪我をさせた場合の責任問題も考え、断った。」との説明。目的店舗は、「店舗内の介助はするが、人手がなく、店舗を空けられないため、1階入り口からの誘導はできない。」との説明。警備会社は、「警備員は、非常時や緊急時の対応が基本であり、店舗への誘導はできない。」との説明。

話し合いの結果、管理会社の社員が1階入り口から目的店舗まで、目的店舗内は目的店舗の店員が誘導することとし、また、それ以降、当面は施設管理会社が誘導対応することとなった。

広域支援相談員の合議体委員への主な確認事項

障がいのある人が、ショッピングモールなどの商業施設内で配慮(誘導)を求める場合、どの事業者にとどこまでを合理的配慮として求められるか。

合議体委員の助言内容抜粋

- ・内閣府の基本方針では、合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務、事業の目的、内容、機能に照らし、必要とされる範囲で、本来の業務に付随するものに限られると定められている。そのため、施設内の店舗にとって、施設入り口から店舗までの移動における社会的障壁を除去するための介助は、本来の業務に付随していないと考える。警備会社にしても、誘導は本来の業務に付随していないと考える。一方、商業施設の全体を管理する会社にとっては、施設入り口から各店舗の入り口までの誘導が、本来業務に付随すると考えてよいのではないか。施設管理会社にとっては、大きな経済的負担ではないと思うが、「事務・事業の目的・内容・機能を損なう」という点や、人員体制上の限界等の過重な負担の有無を考慮しなければならない。
- ・障がいのある人が、事前連絡なしで買い物に行く場合もあると思うが、事業者が他の業務との関係で対応できないことも考慮に入れておいた方がよい。事業者には、できるだけ対応を行うという受け止めの姿勢が大事であり、最低限の緩やかな決まりや体制構築が必要と考える。

(事例3)車いす利用者の私立高校入試にあたっての合理的配慮

相談概要

身体障がいがあり、車いすを利用している生徒の保護者より相談。

私立高校の入試にあたり、具体的な配慮(解答用紙の拡大、長文の解答を要する問題の代筆、介助者によるトイレ介助の許可など)を求めたところ、解答用紙の拡大など、一定の配慮はするが、入試当日の家族を含んだ外部の介助者の付き添いを認めることはできないと言われた。また、高校側で介助者を準備することもできないとも言われ、実質的に受験を拒否されたと考えている。入学にあたっては、「自力で学校生活を送れること」を条件とされた。

本人が在籍する中学校と当該私立高校が調整した結果、入試当日の介助者の受け入れは可能との回答があり、保護者が別室で待機し、受験できることとなった。

広域支援相談員の合議体委員への主な確認事項

「自力で学校生活を送れること」を入学の条件とすることは、不当な差別的取扱いに該当するか。また、入試において、介助者の受け入れを拒否し、更に学校側で介助者を手配しないことは、合理的配慮の不提供に該当するか。加えて、高校は、入試の公平性の観点から、介助者による代筆や、文具使用の際の補助は認められないとしたが、合理的配慮と公平性の観点をどのように考えればよいか。

合議体委員の助言内容抜粋

- ・「自力で学校生活を送れること」という言葉の「自力」という意味が、「自分で全部しないといけない」ということであれば、障がいがあり、支援が必要な生徒を拒否していることになり、非常に問題があると考えます。
- ・過重な負担がないにも関わらず、合理的配慮が提供されない結果、受験の機会が得られないのであれば、障がいを理由とする差別に該当すると考えられる。
- ・教室を入れ替える、教室移動を減らすように時間割を組むなど、多額の費用をかけなくても履修できる環境を何らかの工夫によって整えることができないか、ということを広域支援相談員から学校側に伝え、考えてもらうといいのではないかと考えます。
- ・大学では共通テストも含め、実施可能な配慮はすべて行い、実力を出してもらえる環境を用意して、実力が合格レベルに達しているかで合否判定をしているところが多い。そうした事例を私立高校に伝えていくとよいのではないかと考えます。

(事例4)障害者差別解消法の対応範囲

相談概要

内部障がいのある人からの相談。

心臓疾患があり、車のアイドリング音で血圧の上昇やめまい、耳鳴り等の体調不良が起こる。自宅の向かいに病院があり、病院関連のタクシーや車が自宅前に停車することで体調が悪くなる。合理的配慮として病院に自宅前の駐停車をやめさせる対策を行ってほしい。

広域支援相談員より本人に対し、病院における合理的配慮は、障がいのある患者への対応が基本となるが、病院に対し、近隣住民より駐停車に配慮を求める要望があることを伝えることはできると説明。病院は、すでに周辺一帯に、駐停車禁止を訴える張り紙で対応していた。

広域支援相談員の合議体委員への主な確認事項

事業者は、サービスの提供相手だけではなく、事業を行うに当たり、周辺住民に対する合理的配慮の提供も障害者差別解消法の対象となるか。

合議体委員の助言内容抜粋

- ・通常で考えれば契約を締結する、もしくは契約を締結する可能性のある障がい者に対してのみ、合理的配慮の提供義務は限定されるように読めるが、法の目的は、障がいのある人と障がいのない人との共生社会の実現であることから、広く公衆に対してサービスを提供する事業者は、その契約を締結する障がい者に限らず、事業に多少なりとも関わりのある障がい者に対し、合理的配慮を提供することが求められていると考えることはできる。
- ・本事例では、当事者が病院に求めている内容が、法に基づいた合理的配慮の提供かどうかは悩ましいものの、法の目的である共生社会の実現という観点から考えれば、広域支援相談員が対応することは、法解釈として可能ではないか。
- ・広域支援相談員のこれまでの対応方針からすると、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供であるか否かの判断により相談対応を行うのではなく、相談者に困りごとがあったら、その話を聴き、現場に関わり、可能な限り調整してみるということを原則にしていると思うので、本事例の場合でも対応することは可能と考える。

(事例5)過重な負担の判断

相談概要

聴覚障がいのある人が、合理的配慮の提供として、手話通訳者の手配を事業者に求めたものの、事業者から過重な負担を理由に対応してもらえないという相談が複数件あり。

- ① 専門学校で年 10 回程度の特別授業時における手話通訳
- ② 音楽ライブでのMC(アーティストのフリートーク)部分における手話通訳
- ③ 子どもが通う英会話教室での保護者参観における手話通訳

広域支援相談員が各事業者を確認するも、手話通訳者の手配にかかる金銭的な負担が、過重な負担にあたるため手配できない等の説明であり、事業規模の大きい事業者についても、過重な負担や、事業予算に組み入れていないため、対応できないとのことであった。

広域支援相談員の合議体委員への主な確認事項

事業者からの過重な負担であるとの説明に対し、否定する根拠や調査権限は、広域支援相談員にはない。過重な負担は、事業の実施主体である行政機関等や事業者が、個別の事業ごとに自ら過重な負担であるかを判断するものと考えてよいか。

合議体委員の助言内容抜粋

- ・第一義的には、合理的配慮の提供が求められる行政機関等や事業者が、過重な負担にあたるかを個別に判断することだと思う。ただし、それだけではブラックボックスみたいな話になってしまうので、その判断が合理的なものであることが必要と考える。そうすると、過重な負担の内容というのは、障がい者への説明が求められるとも言える。
- ・基本方針で、過重な負担について明確な基準や規定がない中、判断することは難しいと思う。しかし、まずは事業者自らが過重な負担にあたるのかを考えることになると思う。
- ・理想とする社会(共生社会)は、事業者も当事者も一緒だと思う。事業者はできない理由を考えるのではなく、どういう工夫をすれば妥協点を見出せるのか探る必要がある。また、当事者も、権利を主張するのみではなく、話し合うことに尽きると思う。お互いが主張し合うということではなくて、お互いを理解するために話し合う場を設けることが合理的配慮に繋がると思う。
- ・音声認識し文字起こすアプリなどの支援ツールの開発が進んでいる。双方向でのコミュニケーション場面では、手話がより適していることもあると思うが、場面によっては、そうした技術を用いて、社会的障壁を除去していくことも重要な取り組みだと思う。

(事例6)スポーツジムにおける介助者の位置づけ

相談概要

視覚障がいのある人からの相談。

ヘルパーを同伴して、スポーツジムで水泳指導を受けようとしたところ、ヘルパーの入館を断られ、代わりに水泳コーチによる更衣等の支援を提案された。しかし、水泳コーチによる支援の時間も水泳指導の時間に含むと言われた。ヘルパーの入館を認めないことで、水泳指導の時間が短くなるのが納得できないとの内容。

広域支援相談員がスポーツジムに状況を確認。スポーツジムは、「会社の方針として、ヘルパーが必要な人の利用を認めておらず、仮にヘルパーが入館する場合は、ヘルパー分の利用料も必要。」などと説明。広域支援相談員から事業者に対し、時間短縮することなく水泳指導を受けられる方法の検討を依頼し、事業者より本部と相談するとの返答があった。

後日、広域支援相談員も同席し、相談者と事業者との話し合いを実施。その結果、ヘルパーの入館が認められることとなり、ヘルパーの支援により更衣や移動を行い、時間を短縮されることなく、水泳指導を受けられることになった。同性ヘルパーの確保が難しい場合は、水泳コーチによる更衣等の支援が行われることとなった。

広域支援相談員の合議体委員への主な確認事項

障がいのある人が、スポーツジムにヘルパーを同伴して行く場合、ヘルパーの利用料や会員登録について、どう考えればいいのか。

合議体委員の助言内容抜粋

- ・ヘルパーは障がい者の体の一部であり、ヘルパーの入館を認めず本人がサービスを受ける場合、障がいのない人と比べて、受けられるサービスの価値に違いが出てくる。そのため、正当な理由がなければ、ヘルパーの入館を拒否する対応は、不当な差別的取扱いと考えられる。
- ・食べ放題や映画、観劇等、事業や業態によっては、ヘルパーの同伴を制限したり、ヘルパー分の費用を事業者が求めることに、正当な理由がある場合も考えられる。
- ・スポーツジムにヘルパーが同伴したとしても、ヘルパーがジムのマシンを使ったり、泳いだりすることは考えにくい。その場合、ヘルパーに会員登録や利用料を求めることは、事実上ヘルパー同伴の障がい者を断ることに等しいため、不当な差別的取扱いと考えられるのではないかと。

(事例7)市の指定管理者が運営する市民プールにおけるレーンの利用

相談概要

肢体不自由のある人からの相談。

市の指定管理者が運営する市民プールを利用する際、相談者が泳ぎ、その前方を介助者が歩いて付き添っていたところ、介助者が歩いていることを理由に、歩行専用レーンの使用しか認めてもらえなかった。歩行専用レーンではしっかり泳ぐことができないので、自由遊泳レーンを利用できるようにしてほしいとの内容。

広域支援相談員より、当該市民プールがある市の障がい者差別担当課に連絡したものの、「この事案については、プールの指定管理担当課が中心になって対応しており、レーンが限られている現状では、他の利用者に制限がかかるため、相談者の自由遊泳レーンの利用は認められないと聞いている」との説明を受ける。広域支援相談員より障がい者差別担当課として、指定管理担当課と連携し、できることを検討してほしいと依頼。後日、相談者を交えた話し合いが市で行われ、時間を決めて自由遊泳レーンを利用することが認められた。

広域支援相談員の合議体委員への主な確認事項

市民プールの利用に当たっては、泳いでいる当事者をメインとしてレーンを考えるのか、もしくは、歩いている介助者をメインと考えるのか。

合議体委員の助言内容抜粋

- ・障がいのある人が泳ぐ場合、介助者が付くことも多いが、それは、本人の安全や安心のために、必要な支援。車いすや白杖と同様に、介助者は、障がい者の目的を達成するために必要な人なので、当事者を中心に考えるべき。泳ぐ当事者を中心に考えると、介助者が歩いているからという理由のみで、歩行専用レーンの利用を指定するのは、不当な差別的取扱いの条件付けとして障がいを理由とする差別に当たるのではないか。
- ・市の指定管理者が障がい者差別を行った場合、紛争解決の最終的責任は市にあり、障がいのある市民でも公平にプールを利用できるよう、市が調整するべきと考える。そうすると、指定管理者は、事業者というより行政機関として考えられるのではないか。
- ・公営プールに求められていることは、すべての人が利用しやすいようにルールを設定することではないか。障がいの有無や泳ぐ速さに関係なく利用できるよう、いかに整理していくかが求められている。

【参考】大阪府・国ホームページの参照先

大阪府

- 障がいを理由とする差別の解消に向けて

「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」や「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」をはじめ、「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書(以下、「活動報告書」。)」を掲載しています。活動報告書は毎年度発行しており、合議体や個別事例の内容も紹介しています。

大阪府ホームページ「障がいを理由とする差別の解消に向けて」を参照ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>



- 第5次大阪府障がい者計画

大阪府ホームページ「障がい者計画」を参照ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/syougai-plan/index.html>



国

- 障害者権利条約

外務省ホームページ「障害者の権利に関する条約」を参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html



- 障害者基本法

内閣府ホームページ「障害者施策の総合的な推進－基本的枠組み－」を参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html#kihonhou>



- 障害者差別解消法、基本方針、対応要領、対応指針

内閣府ホームページ「障害を理由とする差別の解消の推進」を参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



【その他、関連する条例のホームページ】

- 大阪府福祉のまちづくり条例

大阪府ホームページ「おおさかのあたりまえ／福祉のまちづくり」を参照ください。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o130170/kenshi_kikaku/
fukushi_top/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o130170/kenshi_kikaku/fukushi_top/index.html)



- 大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例

大阪府ホームページ「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例の施策について」を参照ください。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/jiritsushien/jiritsushien/
syuwagengojourei.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o090060/jiritsushien/jiritsushien/syuwagengojourei.html)

